月例研究会（2004年6月23日）

戦前日本の生理休暇
―自然，身体，資本主義―

中山　いづみ

今回の報告は，ハーバード大学大学院に提出予定の博士論文がもとになっている。報告の前半では論文全体の概要を説明し，後半ではある生理休暇請求争議の再解釈を試みた。

生理休暇は，第二次世界大戦後，労働基準法（1947）第六十七条にて規定された。ただし現在は第六十八条「生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置」と，「生理休暇」という用語は削除されている。

生理休暇に関する主な先行研究として次の三つを挙げることができる。今日の生理休暇研究の資料的基盤である女性労働問題研究会「特集 合理化と母性保護運動」（「労働運動史研究」1962），戦前女性労働研究の基礎文献となっている桜井絹江『母性保護運動史』1987，そして医療人類学的手法を駆使した田口亜紗『生理休暇の誕生』2003である。基本的にこれらの研究は，女性労働者たちが生理休暇を望み，（労働組合のおかげで）勝ち取ったことを積極的に評価する点，また，この制度が世界初，日本特有のものであることを強調する点において共通している。しかしながらこうしたナラティヴは，業種による争議やその要求項目の特質などには言及しておらず，結果として，生理休暇要求のもつ複合的な性格への評価を欠いているように思われる。

報告では，具体的事例の検証を通して，特に「最初」の生理休暇要求と獲得に与えられてきた神話的な意味づけの再評価を試みた。これまで労働組合による最初の生理休暇要求提示は東京市電争議（1928）とされてきたが，それ以前にこの問題を提起していた二つの争議をとりあげた。また先行研究では，戦前初の生理休暇獲得例として千寿食品研究所工場争議があげられているが，争議指導者が書いたパンフレットをもとに，この争議を詳細に検証した。さらに報告の最後に，生理休暇は日本独自の制度で，世界にも類を見ないと言われることが多いが，1920年代のソ連に生理休暇制度が存在したことを指摘した。

これらの議論も含め博士論文においては，全体として以下の論点を提起したいと考えている。国民国家，多くの労働組合，そして（労働）科学研究などは，実は月経・生理に関する議論をとおして女性の低賃金労働や再生産労働を正当化し，異性愛主義のもとで女性を近代的（男性）労働者の他者としてきたのではないだろうか。生理休暇をめぐる旧来の議論の多くは，月経の有無（健康対病気）を再生産可能性と結びつけ，月経と再生産労働を全ての女性にとって，「自然」なるものと位置づけるのである。

かつて「自然」としてのみ捉えられてきた再生産労働が「資源」としても消費される今日，「自然」の定義があらためて問い直されている。生理休暇をめぐる歴史研究は，月経をめぐるさまざまな身体体験を視野に入れつつ，生物学的に構築される女性の「自然」の歴史性を見出す契機として，その新たな重要性を見出すことができるのではないだろうか。

（なかやま・いづみ　ハーバード大学大学院博士後期課程，
発表当時，法政大学大原社会問題研究所客員研究員）